

特記仕様書

1. 適用の範囲

本特記仕様書は本市が発注する「嘉麻市嘉穂陸上競技場改修工事」に適用する。

2. 工 事 名 嘉麻市嘉穂陸上競技場改修工事

3. 位 置 嘉麻市上西郷地内

4. 工 期 工期は、契約締結日から令和8年1月30日まで ※ 契約期間内に第4種公認の認定を受けること。

5. 作業時間等 月曜～土曜日（祝日及び12月29日から翌年1月3日までを除く） 9時00分から17時まで ※ 工程上または工期上、時間外での作業を必要とする場合は、事前に監督職員へ相談すること。ただし、官公庁の休日等勤務時間外は近隣住民に迷惑をかけない、かつ本市の指示・立会い等を必要としない作業に限定すること。

6. 施工及び配置技術者等の資格要件

本工事の施工については、利用者の安全性の確保はもちろんのこと、高度な平坦性及び適度な弾力性と高精度の施工技術を要するため、工事施工期間中は、陸上競技施設等体育施設の改修工事の経験を十分に積んだ技術者を現場に配置し、施工管理及び品質管理において万全を期すこと。

7. 競技場の規格

本陸上競技場は、（公財）日本陸上競技連盟（以下「日本陸連」と言う。）競技規則に基づく全天候舗装第4種公認陸上競技場とし、公式の陸上競技会を開催し得るに十分な精度のある施設とする。

8. 公認検定

本工事の改修内容については、日本陸連による事前指導に基づいたものとしており、指導内容（改修箇所・改修範囲等）及び「陸上競技場公認に関する細則」に沿った施工を行わなければならない。

また、本工事の改修施工後には、日本陸連による第4種公認検定を受け、これに合格しなければならない。

なお、検定の結果が公認基準に合格しない場合、本改修工事範囲については請負者の責任において手直し、又は改造しなければならない。

ただし、公認認定のための諸手続きと検定費用及び公認料は、発注者の負担とする。

9. 法令の遵守

請負者は、関係法令、通達等を遵守し、常に工事の安全に留意した施工及び現場管理を行うこと。

10. その他の適用規格・規準

本特記仕様書及び図面に記載されていない事項については「福岡県土木工事標準仕様書」、「福岡県土木工事施工管理基準」、「土木工事品質及び出来形規格値」を標準仕様書とし、これに基づいて施工する。また、次の摘要規格等には示されている基準についても、これらを満足するものでなければならない。ただし、同一の項目に対して、複数の指針によってレベルの異なる規準が示されている場合は、より安全性が高く耐久性に優れる方を優先すること。

摘要規格・基準

- ① 陸上競技ルールブック 最新版（公益財団法人 日本陸上競技連盟編）
- ② 都市公園技術標準解説書 最新版（一般社団法人 日本公園緑地協会編）
- ③ 屋外スポーツ施設の建設指針 最新版（公益財団法人 日本スポーツ施設協会 屋外施設部会編）
- ④ 舗装設計施工指針 最新版（公益社団法人 日本道路協会編）
- ⑤ 舗装施工便覧 最新版（公益社団法人 日本道路協会編）
- ⑥ 舗装構造に関する技術基準同解説 最新版（公益社団法人 日本道路協会編）

11. 安全対策

- (1) 法令等の遵守を徹底し、工事中の安全管理及び周辺対策には注意すること。
- (2) 工事期間中、併設する嘉穂総合体育館は通常開館するため、工事車両等の出入りに際し、施設利用者、通行車両、周辺住民及び歩行者等の安全確保に努めること。
- (3) 当該施設周辺には学校があり、通学・通勤時間帯には交通量が増えるため、工事車両等の通行には配慮すること。
- (4) 工事施工に先立ち安全訓練等の活動計画書を提出し、計画に基づき実施月に安全訓練の活動報告書に記録写真を添えて提出すること。
- (5) 工事施工による騒音、振動については、関係法令を遵守し、慎重に作業するなど万全を期すこと。
また、円滑に工事を施工するため、関係者等への必要な説明や調整を十分行うこと。

12. 工事現場表示看板等の設置

- (1) 工事看板の設置場所は、車からの視界を阻害しないように配置し、風等により転倒しないように固定すること。また、迂回看板を設置する場合は通行者、利用者に分かるように設置すること。
- (2) その他法令、設計図書等により必要となる掲示物をもれなく、かつ遅滞なく設置すること。

13. 工程管理

工事着工に先立ち、計画工程表、施工計画書、施工体制台帳を監督職員へ提出し、承認を受けた後に工事に着工すること。また、準備工については工事の円滑な進捗を図るため、現地測量、現場条件の確認を行い、施工方法や養生計画等を検討すること。

14. 材料の管理

- (1) 本工事に使用する材料は、事前に「使用材料承認願い」を提出し、監督職員の承認を受け、工程表に従い工事の進捗に支障がないよう手配すること。
- (2) 現場に搬入された材料は、随時監督職員が点検・試験のできるように検査試験用具を準備し、監

督職員が不合格と認めた材料は、速やかに代品を納入し、再度点検を受けること。

- (3) 検査試験時に合格した資材であっても、使用時に監督職員が材質不良と認めたものは使用してはならない。

15. フィールド舗装工事

(1) 全天候型ポリウレタン舗装オーバーレイ工事

① 材料

ア) ポリウレタン表層材

- A ポリウレタン樹脂の物性については、試験機関の試験成績書を提出し、監督職員の承認を得なければならない。
- B 当工事は、既設舗装材が残置されるため、改修箇所に使用するポリウレタン舗装材は既設舗装材と同一のものをを用いなければならない。
- C ポリウレタン舗装材の品質規格は、表 1「ポリウレタン系表層材品質規格表（屋外スポーツ施設の建設指針より）」の基準総てを満足するものでなければならない。

表 1 ポリウレタン系表層材品質規格表

項 目	標準値	試験方法
硬 度	20℃：40～75	JIS K 6253-3
	70℃：20℃の-10%以内	デュロメーターA
引張強さ	2.0Mpa 以上	JIS K 6251
切断時伸び	400%以上	
引裂強さ	12N/mm以上	JIS K 6251-1 アングル型（切り込みなし）
耐摩耗性	600 mg以下	JIS K 7204 テーバー摩耗試験 CS-17、9.8N、1,000 回
耐候性の確認については、施工前に試験表を提出		
耐候性：屋外暴露	ひび割れ、チョーキング、退色などの著しい劣化が生じないこと	1 年間以上屋外南面に暴露または過去に施工された競技場やコートなどの劣化状況判断による
耐候性：促進暴露		JIS A 1415 WS-A ウェザーメーター1,000 時間
下地との接着性試験は JIS を引用するが、主として屋外試験室での試験である。このため、現場で実施する本試験は、標準値の温度には±5℃の幅を持たせ計測する。測定は 20℃を基準に行えばよいが、困難な場合は 50℃で対応する。		
下地との接着性	20℃ 50N/25 mm以上	JIS K 6854-1、90 度剥離 下地－アスコン
	50℃ 15N／25mm 以上 またはアスコン凝集破壊	
滑り抵抗 (陸上競技場)	Wet47 以上	World Athletics (Friction) (ポータブル スキッド レジスタンス テスター)

※ 耐候性については、屋外暴露試験による評価を原則とするが、期間的に不可能な場合は促進暴露試験のみで判定資料とすることも可能とする。

② 施工

ア) ポリウレタン表層オーバーレイ工

A 既存ウレタン切削工

- a) 特殊ウレタン切削機械にて、既設ウレタン層を平均 2mm 厚に均一に切削を行う。
- b) 切削機にて施工不可能の場所には、ハンドサンダー等にて切削する。

B 水洗い工

- a) ウレタン切削後にスqueegeeにて清掃を行う。清掃後、オイル及び付着切削粉については、水洗及び中性洗剤等で除去する。

C 不陸整正工

- a) 不陸整正のため、ウレタンオーバーレイ工に先立ち、切削後の既存ウレタン表面に水散布を行う。2 mm 以上の水溜り部にはウレタンを流し込み平滑になるように修正する。また、2 mm 以上の凸部には切削により平滑に修正する。

D ポリウレタンプライマー工

- a) 既存ウレタン層と耐久層を密着一体化させる為、ポリウレタンプライマーを当日の施工範囲に合わせて均一に散布する。

E ポリウレタン耐久層工

- a) ポリウレタン樹脂を厚さが均一となるように平坦に敷均す。
- b) 不陸修正は入念に行なわなければならない。
- c) 硬化後は、水張り試験等による平坦性を確認し、不陸部はポリウレタン材にて修正する。

F エンボス仕上げ工

- a) 二液性ウレタン樹脂の混合剤をスプレーにてエンボス状に仕上げる。

G トップコート工

- a) 耐候性の強化とつや消しによる美観、また適度な滑りを与えるために特殊トップコートを均一に散布して仕上げる。

(2) 全天候型ポリウレタン舗装工事

① 材料

ア) 砕石（下層路盤）

- A ごみ、泥、および草根等、有害な有機物を含まない JISA - 5001 の規定に適合したクラッシャーラン（C-40）を使用する。

イ) アスファルト混合物（上部基層）

- A 「舗装設計施工指針」に規定された開粒度アスコン（13m/m トップ）を使用する。

ウ) ポリウレタン表層材

- A 二液硬化型ポリウレタン樹脂を使用する。
- B ポリウレタン樹脂の物性については、第三者試験機関の試験成績書を提出し、監督職員の承認を得なければならない。
- C 耐候性については、屋外暴露試験による評価を原則とする。ただし、期間的に不可能な場合は、JIS A 1415 に規定する促進試験をもって判定資料とする。

- D ポリウレタン舗装材の品質規格は、表 1「ポリウレタン系表層材品質規格表（屋外スポーツ施設の建設指針より）」の基準総てを満足するものでなければならない。

② 施工

ア) アスファルト舗装工

A 基盤工

- a) 路床面は支持力を低下させないように留意しながら、所定の品質・高さ・形状に仕上げる。
路床の設計 CBR が 3 未満の場合、監督職員に報告し指示を受ける。

B 路盤工

- a) 路盤材を、所定の仕上がり厚さが得られるように均一に敷き均し、所定の締固め度が得られるまで締め固め、所定の形状に平坦に仕上げる。

C 基層工

- a) 基層工は平坦性を重視し、下部基層と上部基層の二層仕上げとする。基層施工の良否が、全天候舗装競技場の品質・安定性・耐久性に大きな影響を与えるため、次の点に留意し施工する。
- ・縦横断形状は正しく平坦に仕上げること。
 - ・締固めは充分に行い、均一な締固め度に仕上げること。
 - ・再生アスファルト混合物は、ブリスタリングが発生する可能性があるため使用しないこと。

イ) ポリウレタン表層工

A 準備工

- a) アスファルト舗装表面にある土砂・塵埃等は、スィーパーまたは水洗いなどにより表層施工前に除去しなければならない。
- b) アスファルト表面に凹凸、欠陥部や軟弱な箇所があればできる限り撤去する。
- c) 周辺付帯構造物を汚さないよう充分な養生を行い、表層工に入らなければならない。

B 下地処理工

- a) アスファルト舗装面の強化及び平坦性の修正並びに防湿・接着力の強化のため、特殊ポリマーセメントを塗布する。

C プライマー工

- a) ポリウレタンベース層とアスファルト舗装面を密着・一体化させるため、専用のプライマーを塗布する。
- b) 塗布後の養生は充分に行わなければならない。

D ポリウレタンベース層工

- a) 衝撃吸収効果を高めるために、所定の二液硬化型ポリウレタン樹脂に発砲弾性チップを混入した材料を厚さが均一となるように平坦に敷均す。

E ポリウレタンプライマー工

- a) ベース層と耐久層を密着一体化させるため、当日の施工範囲に合わせてポリウレタンプライマーを均一に塗布する。

F ポリウレタン耐久層工

- a) 二液硬化型ウレタン樹脂を厚さが均一となるように平坦に敷均す。
- b) 不陸が生じた場合は直ちに修正を行わなければならない。

G エンボス仕上げ工

- a) 二液硬化型ウレタン樹脂とエンボス形状付与骨材の混合材をエンボス状に仕上げる。

H トップコート工

- a) 耐候性の強化とつや消しによる美観、また適度な滑りを与えるために特殊トップコートを均一に塗布して仕上げる。

ウ) 施工の管理基準

A アスファルト舗装工

- a) 平 坦 性：3m プロフィールメーターにて $\pm 2.4 \text{ mm}$ 以内とする。
- b) アスファルト量：配合試験の結果、決定したアスファルト量は $\pm 0.5\%$ 以内とする。

B ポリウレタンベース層工

- a) 厚 さ：硬化後に針入計(ダイヤルゲージ付き)によりベース層の厚さを測定し、所定の厚さ以上でなければならない。なお、施工測点は監督職員の指示による。

C ポリウレタン耐久層工

- a) 厚 さ：硬化前に直尺を使用して耐久層の厚さを測定し、所定の厚さ以上でなければならない。施工測点は監督職員の指示による。

エ) 施工の管理基準

A ポリウレタン耐久層工

- a) 厚 さ：硬化後にベース層までの厚さを検査する。測点毎の許容誤差は -1.5 mm 以内で、測点全部の平均値は所定の厚さ以上でなければならない。なお、施工測点は監督職員の指示による。

オ) 注意事項

- A ポリウレタン表層工にあたっては、各工程とも天候に留意して作業を行うこと。
- B ポリウレタン表層工は、ポリウレタン樹脂の特性に合った施工体制をとること。
- C 本工事では、ポリウレタン樹脂等の特定化学物質を使用するため、材料の容器には製造業者、製造年月日、ロットナンバーが表示している製品を使用すること。また、その保管や取扱いにあたっては関係法令等を遵守しなければならない。
- D 本工事で使用する材料及び施工については、各層の剥離や耐候性等の低下を招かないよう品質管理に十分留意すること。
- E 複合弾性舗装工の契約不適合責任期間は、「22. 契約不適合責任期間」に定める。

16. 責任施工

本仕様書及び設計図書等に記載がない場合においても、本工事の目的機能上、または施工一体不可分な施工があれば、受注者の負担で処理し、当該工事で行う責任施工とする。なお、細部については監督職員と協議し指示を得ること。

17. 施工検査

あらかじめ監督職員の指示した箇所等、主要な工事段階の区切等では、監督職員の検査を受けなければならない。

また、必要に応じて段階的に検査職員による検査を実施することもある。

18. 後片付け

工事が完了した時は、速やかに仮設物を取り払い、後片付け及び清掃をする。ただし、特に期限の定められたものについては、期限内に処理すること。

19. 竣工図書の提出

工事竣工後、速やかに竣工図並びに必要な図書を提出すること。

竣工図の作成にあたっては、寸法等の確認を行い必要に応じて竣工図へ記載すること。なお、当初図面から変更が生じた場合には、変更に係る図面修正を行ったうえで提出すること。

20. 他工事との関連

本工事の現場は、多くの業種・業者が関わる工事であるため、全体工事工程等の内容を十分把握し、本工事との関連を調整すること。

21. 工事関係等書類

(1) 工事着手前

着工届・経歴書等、計画工程表、施工計画書、施工体制台帳等、安全訓練等の活動計画書、使用材料承認（確認）願い・建設副産物処理計画書等

※ 一部工事において、下請契約を締結するときは、その金額にかかわらず全ての工事について「施工体制台帳」等を作成し、監督職員に提出すること。

(2) 工事施工中

安全訓練活動報告書…安全訓練活動実施後、速やかに提出すること。

(3) 工事完了後

工事検査願、実施工程表、出荷証明書、製品保証書、出来形展開図、建築副産物処理結果報告等

※ 施工、出来型、品質等の各管理は、竣工日までに作成し提出すること。

※ 竣工図はスポーツ振興くじ助成金の対象工事であることから、正確な測量等を心がけること。

※ 完成図については、CAD データ及び PDF データを CD-R または DVD-R に保存し提出すること。

(4) 工事写真

① 請負者は工事竣工日までに、着工前及び施工中の記録写真並びに完成写真を作成し、監督職員に提出しなければならない。

② 着工前・完了写真は見開きでの左右対応とし、可能な限り同じ場所、角度で撮影すること。また、写真の大きさは、E サイズ以上とし、施工順序に従って貼り付けること。

③ 施工中の写真は各工程を工程順に配置すること。

④ 当該工事が完了後において隠ぺい箇所等の検査をすることが困難、または、不可能と思われる工事の部分、もしくはその工事自体が特殊なものに対しては、施工方法及び出来上がりの状態が明確に認識出来るもの(カラー写真)でなければならない。

⑤ 材料については、納入品及びその量が分かる写真を撮影すること。あわせて、材料の搬入状況や仮置き状況、処分に係る運搬状況についても記録写真を撮ること。

- ⑥ 工事写真は原則、「営繕工事写真撮影要領（国土交通省大臣官房官庁営繕部）令和 5 年版」に準じて撮影すること。

(5) その他

その他の様式及び提出すべき報告事項は、監督職員の指示によるものとする。

22. 契約不適合責任期間

複合弾性舗装工の契約不適合責任期間は、次の通りとする。

- ① 材質及び施工技術の不備に起因する亀裂・剥離・フクレ・不陸について……………5 年
- ② 表面、トップコートの摩耗、退色について（競技に支障があると判断されるまで）…4 年
- ③ コートラインの消滅について（競技に支障があると判断されるまで）……………3 年

23. その他、留意事項

- (1) 併設する嘉穂総合体育館は通常開館となるため、利用者に迷惑がかからないように留意すること。
- (2) 材料運搬等工事車両の出入りについて、工事関係車両が走行する時には、砂埃を立てないようにするとともに、騒音・振動を出さないように徐行し走行すること。また、工事現場から出るときは、敷地内及び道路を汚すことのないよう十分留意すること。なお、汚れたときには、直ぐに清掃を行なうこと。
- (3) 対象工事において、建築物、工作物及び施設の物品等に被害が生じた場合は、直ちに監督職員に報告しなければならない。また、損害が発生した場合は、速やかに適切な対応を行うこと。
- (4) 工事に係る搬入路等には、必要に応じてコンパネ等で養生し構造物等に破損のないように万全を期すこと。
- (5) 工事等で生じた産業廃棄物は、関係法令等に基づき適正に処分すること。
- (6) 工事に伴う電気及び水道を使用する場合は、子メーターを設置したうえで利用すること。
- (7) 本工事は（独）日本スポーツ振興センターのスポーツ振興くじ助成金の助成対象工事であるため、同センターの立入検査等受検の際には、説明員として出席を求める。
- (8) 本仕様書に記載のない事項及び本仕様書に疑義等が生じた場合は、監督職員と協議のうえ施工するものとする。

24. 問合せ先

スポーツ推進課 施設管理運営係 監督職員 加藤 賢二

TEL 0948-62-5731

FAX 0948-62-5693